

『中途障害者になった方を職場復帰させた場合の助成金を知りたい』

障害者職場復帰支援助成金

雇用する労働者が、難病等の発症や事故などによる中途障害により長期の休職を余儀なくされ、かつ、復帰にあたり雇用の継続のために職場適応の措置が必要な場合に、その措置を講じて雇用の継続を図った事業主に対して支給します。

対象となる方

雇用する労働者が、難病等の発症や事故などによる中途障害（※）により3ヶ月以上の休職を余儀なくされ、かつ、復帰にあたり雇用の継続のために職場適応の措置が必要な場合に、その措置を講じた上で、当該中途障害者の雇用に継続した事業主

※ 職場復帰の日において次のいずれかに該当する者となります。

- イ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号に規定する身体障害者
- ロ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者（発達障害のみを有する者を除く。）
- ハ 難治性疾患を有する者
- ニ 事故による外傷等の原因に基づく脳の器質的損傷による精神障害である高次脳機能障害を有する者

支援内容

■ 助成額

助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を「支給対象期（第1期、第2期）」といい、各支給対象期に以下の通り支給します。

支給対象事業主	第1期	第2期	支給総額	支給回数
中小企業事業主 以外の事業主	25万円	25万円	50万円	2回
中小企業事業主	35万円	35万円	70万円	2回

■ 申請窓口

都道府県労働局又はハローワーク

ご利用方法

対象労働者の勤務開始日（※）の次の賃金締切日の翌日から3か月を経過する日までに、対象労働者に関する受給資格認定申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出し、認定を受けて下さい。

受給資格認定後は、6か月ごとの支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

※休職後、最初の出勤日か、能力開発・訓練関係若しくはリワーク支援に係る措置の終了日のいずれか遅い日となります。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>